

知的財産の攻めと守り

太 田 光 一*



資源を持たない我が国が、今後も『ものづくり大国』として国際競争力を維持しながら持続的に発展し続けるには、①絶え間ない日々の開発活動と同時に、②現状否定から生まれる技術革新を行うことが必要であり、情報が瞬時に世界中に行き渡る現在、これらの開発・技術革新をサポートするのが、知的財産活動、即ち、『知恵の財産化』に他ならないと考えている。特に技術革新に対しては、大きなブレークスルーが必要であり、大学の貢献も欠かせない。そこで、知的財産活動をどのように行っていくかに関し、一考してみた。

1. 知的財産活動の原点は、「攻め」か、「守り」か？

「攻め」とは、自社の技術開発成果を早期に権利化し、その権利を有効に活用すること、例えば、競合先製品の差止めやライセンス供与する一連の活動をいう。

一方、「守り」とは、自社製品が他人の特許を侵害しないようにする活動（自社製品が自社特許で守られていることと混同してはならない。）であり、常に世界中の特許をウォッチングし、他人との重複開発を回避したり、必要に応じて有利な条件でライセンスを取得する一連の活動をいう。ただし、「守り」を相手方から見れば、「攻め」ということになり、一企業の観点からは「攻防」であっても、知的財産活動の原点は、やはり「攻め」ということになると思う。

ところで、企業における「攻め」と「守り」は両輪であり、そのバランスが最も大切である。特許権の独占的な実施などによって事業の優位性を確保しつつ、市場における製品差異化を図り、場合によってはライセンス収入へとつなげていくのである。そして、このバランスを保ちながら、健全な技術開発活動がある時は裏方として、又、ある時は前面に立って保護していくのが知的財産活動であると思う。

2. 「攻め」のシステム

キーワードは、「早いこと（顧客ニーズや法規制等のニーズの先取り・開発及び出願の速度）」、「広いこと（権利範囲の拡大）」、「強いこと（内容の充実）」である。そして、それらをサポートするのが、明細書であり、出願当初の明細書にいかにも多くの情報を盛り込むかにかかっている。従って、明細書の手抜きは許されない。また、どんな立派な発明でも、色々な角度から明細書が書かれており、それを実用化時期に、フレキシブルに、且つ様々な観点から権利化できるようにしなければ意味がない。特

* 豊田合成株式会社 常務取締役 Koichi OTA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に特許訴訟等においては、侵害の有無のみでなく、特許の有効性が論議されることが大半で、その際、分割・補正等により種々の形の権利化が出来れば有利となる。正に生死が明細書の内容で決まってしまうと言っても過言ではない。断片的な発明から発明の本質を見出し、明細書になる過程で権利の範囲が膨らんでいくのを発明者自身が驚きながら見る様は非常に楽しく、知的財産部門及び弁理士の付加価値はまさにこの点にあると言える。

3. 「守り」のシステム

キーワードは、「早いこと（早期関与、早期発見）」、「確かなこと（問題有無判断）」である。技術開発の企画段階から関与し、その開発に関連する他者特許を早期に見つけることが必要である。又、問題有無については、その判断結果が、企業の存亡をも左右する場合もあり、極めて重要である。当社では、設計変更が可能な時期、即ち、設計段階で対策（回避、特許無効化、ライセンス取得など）が完了するようシステムの的に進めている。その過程において技術開発が知的財産面で裏打ちされ、問題なく実用化された例は数多い。

4. 大学における知的財産活動

上記は、企業の例であり、大学については、自らの特許を使った製品を、製造・販売することではなく、大学における知的財産活動の目的は、ライセンス収入や、近年では大学発のベンチャー企業化にあるといえる。従って、「守り」はあまり考えなくても良いと思われがちであるが、研究開発の方向性判断の一助としてや自分の発明の実施の妨げとなる特許有無の検討のため、他人の特許をウォッチングし、整理することは重要である。

最近になって、政府による知的財産推進計画による知的財産意識の高揚や大学の独立法人化等の動きにより、大学にも知的財産部門の設立、TLO（技術移転機構）による産学橋渡し等があり、しかも、特許出願が急増しているが、明細書の内容は依然として論文の延長線上ということがあるのではないと思われる。研究者自身に明細書に付加価値を追加させることは非常に難しいことであり、知的財産部門が付加価値を与えること、弁理士が更に法的に見た付加価値（ワーディング等）を与えることが必要であると考え。他人まかせや大学の知的財産部門とTLOの役割が不明確であると、結果として不十分な特許出願が多くなってしまう。

知的財産活動の原点である明細書を作成する時点から、知的財産部門、TLO、弁理士等が身内となって役割を完遂し、ブレークスルー技術を確実、且つ質の高い特許へと導くこと及びそれらを有効に企業化若しくは企業への橋渡しをしていくシステムが早急に確立されていくことを切望している。

5. 最後に

当社の青色LEDは大学特許がスタートであり、その後の開発においても特許活動を上記の観点に沿って実施して来た。企業のみならず大学等においても特許の重要性を益々認識し、少なくともその原点である明細書の質を高めていっていただきたい。